

香川県立学校職員の勤務成績の評定に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月29日

香 川 県 教 育 委 員 会

香川県教育委員会規則第4号

香川県立学校職員の勤務成績の評定に関する規則等の一部を改正する規則

(香川県立学校職員の勤務成績の評定に関する規則の一部改正)

第1条 香川県立学校職員の勤務成績の評定に関する規則(昭和33年香川県教育委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p data-bbox="219 491 761 526">香川県立学校職員の<u>人事評価</u>に関する規則</p> <p data-bbox="181 564 264 600">(趣旨)</p> <p data-bbox="136 603 1093 788">第1条 <u>この規則は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第23条の2第2項の規定に基づき、県立学校に勤務する職員(以下「職員」という。)について行う同条第1項の人事評価(以下「人事評価」という。)の基準及び方法に関する事項その他人事評価に関し必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p data-bbox="181 829 483 865">(人事評価の実施の範囲)</p> <p data-bbox="136 868 1093 944">第2条 <u>人事評価は、県教育委員会教育長(以下「県教育長」という。)の指定する者を除き、全ての職員について実施するものとする。</u></p> <p data-bbox="181 1018 595 1053">(人事評価の種類及び実施の時期)</p> <p data-bbox="136 1056 1093 1209">第3条 <u>人事評価は、勤務評定(職員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力を把握した上で行われる勤務成績の評価をいう。以下同じ。)及び実績評定(職員がその職務を遂行するに当たり挙げた業績を把握した上で行われる勤務成績の評価をいう。以下同じ。)によるものとする。</u></p> <p data-bbox="136 1212 1093 1279">2 <u>勤務評定は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める時期に行うものとする。</u></p> <p data-bbox="159 1283 667 1318">(1) <u>定期評定 毎年1回別に定める日</u></p> <p data-bbox="159 1321 1093 1433">(2) <u>条件評定 条件付採用期間中の職員のうち、教諭、助教諭及び講師にあっては当該職員の条件付採用期間が開始した日から起算して10月を経過した日、その他の職員にあっては当該職員の条件付採用期間が開始</u></p>	<p data-bbox="1209 497 1832 533">香川県立学校職員の<u>勤務成績</u>の評定に関する規則</p> <p data-bbox="1171 571 1254 606">(趣旨)</p> <p data-bbox="1126 609 2083 724">第1条 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第40条の規定に<u>基づく県立学校に勤務する職員(以下「職員」という。)の勤務成績の評定(以下「勤務評定」という。)</u>は、この規則の定めるところによる。</p> <p data-bbox="1171 836 1473 871">(勤務評定の実施の範囲)</p> <p data-bbox="1126 874 2083 986">第2条 <u>勤務評定は、臨時的任用の者及びその他県教育委員会教育長(以下「県教育長」という。)の指定する者を除き、すべての職員について実施するものとする。</u></p> <p data-bbox="1171 1027 1585 1062">(勤務評定の種類及び実施の時期)</p> <p data-bbox="1126 1216 1921 1251">第3条 <u>勤務評定は、定期評定、条件評定及び臨時評定とする。</u></p>

した日から起算して5月を経過した日

(3) 臨時評定 県教育長が特に必要があると認める職員について随時

3 実績評定は、毎年2回別に定める日に行うものとする。

(実施の時期の特例)

第4条 県教育長は、異動、病気その他の理由により公正な人事評価を行うことができないと認められる職員については、前条第2項又は第3項の規定にかかわらず、勤務評定又は実績評定の実施の時期を変更することができる。

(人事評価の期間)

第5条 人事評価に当たって考慮する勤務期間（以下「評定期間」という。）は、県教育長が定める。

(評定者及び調整者)

第6条 人事評価を行う者（以下「評定者」という。）及び人事評価の調整を行う者（以下「調整者」という。）は、次のとおりとする。

被評定者	第1次評定者	最終評定者	調整者
校長		県教育長	
副校長、教頭、事務部長及び船長		校長	県教育長
主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、養護助教諭、講師、寄宿舎指導員及び実習助手（船員を除く。）	副校長又は教頭	校長	県教育長
事務職員（事務部長）	事務部長	校長	県教育長

2 定期評定は、毎年1回別に定める日に実施するものとする。

3 条件評定は、条件付採用期間中の職員のうち、教諭、助教諭及び講師にあつては当該職員の条件付採用期間が開始した日から起算して10月を経過した日、その他の職員にあつては当該職員の条件付採用期間が開始した日から起算して5月を経過した日に実施するものとする。

4 臨時評定は、県教育委員会が特に必要があると認める職員について随時これを実施するものとする。

(実施の時期の特例)

第4条 県教育長は、異動、病気その他の理由により公正な勤務評定を行うことができないと認められる職員については、前条第2項又は第3項の規定による定期評定又は条件評定の実施の時期を変更することができる。

(勤務評定の期間)

第5条 勤務評定に当たって考慮する勤務期間（以下「評定期間」という。）は、県教育長が定める。

(評定者及び調整者)

第6条 勤務評定を行う者（以下「評定者」という。）及び勤務評定の調整を行う者（以下「調整者」という。）は、次のとおりとする。

被評定者	第1次評定者	第2次評定者	調整者
校長	県教育長		
副校長、教頭、事務部長、事務長及び船長	校長		県教育長
主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、講師、寄宿舎指導員及び実習助手	副校長又は教頭	校長	県教育長
事務職員（事務部長）	事務部長又は	校長	県教育長

を除く。)及び技能職員			
実習助手及び技術職員のうち船員であるもの(船長を除く。)	船長	校長	県教育長

2 評定者及び調整者は、県教育長の定める基準及び方法によって人事評価又は人事評価の調整を行い、その結果を県教育長の定めるところにより記録するものとする。

(秘密の保持)

第7条 人事評価の結果は、秘密の事項として取り扱わなければならない。

(人事評価の結果の効力)

第8条 人事評価の結果は、新たに第6条第2項の規定による記録がされるまでの間、当該評定期間に引き続く期間におけるその職員の勤務成績を示すものとみなす。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、人事評価の基準及び方法その他人事評価に関し必要な事項は、県教育長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

及び事務長を除く。)並びに技術職員及び技能職員(船員を除く。)	事務長		
技術職員及び技能職員のうち船員であるもの(船長を除く。)	船長	校長	県教育長

2 評定者及び調整者は、県教育長の定める勤務評定書によって勤務評定又は勤務評定の調整を行い、その結果を県教育委員会に報告するものとする。

(秘密の保持)

第7条 勤務評定の結果は、秘密の事項として取り扱わなければならない。

(勤務評定書の効力)

第8条 勤務評定書は、当該評定期間中の職員の勤務成績を示すものとする。

2 勤務評定書は、新たに勤務評定書が作成されるまでの間、当該評定期間に引き続く期間におけるその職員の勤務成績を示すものとみなす。ただし、その期間は2年間を限りとする。

(勤務評定書の保管)

第9条 勤務評定書は、2年間保管するものとする。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、勤務評定の実施について必要な事項は、県教育長が定める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 特別支援学校の幼稚部の教諭、助教諭及び講師に係る第3条第3項の規定の適用については、当分の間、同項中「10月」とあるのは、「5月」とする。

(香川縣市町立学校職員の勤務成績の評定に関する規則の一部改正)

第2条 香川縣市町立学校職員の勤務成績の評定に関する規則(昭和33年香川県教育委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>香川縣市町立学校職員の<u>人事評価</u>に関する規則</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、<u>地方公務員法(昭和25年法律第261号)第23条の2第2項の規定に基づき、市町及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第2条の市町の組合に置かれる教育委員会(以下「市町教育委員会」という。)が県費負担教職員(以下「職員」という。)について行う同法第44条の人事評価(以下「人事評価」という。)の基準及び方法に関する事項その他人事評価に関し必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>(人事評価の実施の範囲)</p> <p>第2条 <u>人事評価は、県教育委員会教育長(以下「県教育長」という。)の指定する者を除き、全ての職員について実施するものとする。</u></p> <p>(人事評価の種類及び実施の時期)</p> <p>第3条 <u>人事評価は、勤務評定(職員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力を把握した上で行われる勤務成績の評価をいう。以下同じ。)及び実績評定(職員がその職務を遂行するに当たり挙げた業績を把握した上で行われる勤務成績の評価をいう。以下同じ。)によって行う。</u></p> <p>2 <u>勤務評定は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める時期に行うものとする。</u></p> <p>(1) <u>定期評定 毎年1回別に定める日</u></p> <p>(2) <u>条件評定 条件付採用期間中の職員のうち、教諭、助教諭及び講師にあっては当該職員の条件付採用期間が開始した日から起算して10月を経過した日、その他の職員にあっては当該職員の条件付採用期間が開始した日から起算して5月を経過した日</u></p>	<p>香川縣市町立学校職員の<u>勤務成績の評定</u>に関する規則</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 <u>地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第46条の規定に基づく市町及び同法第2条の市町の組合に置かれる教育委員会(以下「市町教育委員会」という。)の行う県費負担教職員(以下「職員」という。)の勤務成績の評定(以下「勤務評定」という。)は、この規則の定めるところによる。</u></p> <p>(勤務評定の実施の範囲)</p> <p>第2条 <u>勤務評定は、臨時的任用の者及びその他県教育委員会教育長(以下「県教育長」という。)の指定する者を除き、すべての職員について実施するものとする。</u></p> <p>(勤務評定の種類及び実施の時期)</p> <p>第3条 <u>勤務評定は、定期評定、条件評定及び臨時評定とする。</u></p>

(3) 臨時評定 県教育長又は市町教育委員会が特に必要があると認める職員について随時

3 実績評定は、毎年2回別に定める日に行うものとする。

(実施の時期の特例)

第4条 県教育長は、異動、病気その他の理由により公正な人事評価を行うことができないと認められる職員については、前条第2項又は第3項の規定にかかわらず、勤務評定又は実績評定の実施の時期を変更することができる。

(人事評価の期間)

第5条 人事評価に当たって考慮する勤務期間（以下「評定期間」という。）は、県教育長が定める。

(評定者及び調整者)

第6条 人事評価を行う者（以下「評定者」という。）及び人事評価の調整を行う者（以下「調整者」という。）は、次のとおりとする。

被評定者	第1次評定者	最終評定者	調整者
校長		市町教育委員会教育長	
副校長及び教頭		被評定者の所属する学校の校長	市町教育委員会教育長
略			

2 評定者及び調整者は、県教育長の定める基準及び方法によって人事評価又は人事評価の調整を行い、その結果を県教育長の定めるところにより記録した上で、市町教育委員会に報告するものとする。

2 定期評定は、毎年1回別に定める日に実施するものとする。

3 条件評定は、条件付採用期間中の職員のうち、教諭、助教諭及び講師にあっては当該職員の条件付採用期間が開始した日から起算して10月を経過した日、その他の職員にあっては当該職員の条件付採用期間が開始した日から起算して5月を経過した日に実施するものとする。

4 臨時評定は、県教育委員会又は市町教育委員会が特に必要があると認める職員について随時これを実施するものとする。

(実施の時期の特例)

第4条 県教育長は、異動、病気その他の理由により公正な勤務評定を行うことができないと認められる職員については、前条第2項又は第3項の規定による定期評定又は条件評定の実施の時期を変更することができる。

(勤務評定の期間)

第5条 勤務評定に当たって考慮する勤務期間（以下「評定期間」という。）は、県教育長が定める。

(評定者及び調整者)

第6条 勤務評定を行う者（以下「評定者」という。）及び勤務評定の調整を行う者（以下「調整者」という。）は、次のとおりとする。

被評定者	第1次評定者	第2次評定者	調整者
校長	市町教育委員会教育長		
副校長及び教頭	被評定者の所属する学校の校長		市町教育委員会教育長
略			

2 評定者及び調整者は、県教育長の定める勤務評定書によって勤務評定又は勤務評定の調整を行い、その結果を市町教育委員会に報告するものとする。

(報告)

第7条 市町教育委員会は、人事評価を実施したときは、県教育長の定めるところにより、県教育長に報告しなければならない。

(秘密の保持)

第8条 人事評価の結果は、秘密の事項として取り扱わなければならない。

(人事評価の結果の効力)

第9条 人事評価の結果は、新たに第6条第2項の規定による記録がされるまでの間、当該評定期間に引き続く期間におけるその職員の勤務成績を示すものとみなす。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、人事評価の基準及び方法その他人事評価に関し必要な事項は、県教育長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(報告)

第7条 市町教育委員会は、勤務評定を実施したときは、県教育長の定める時期及び報告書により、県教育委員会に報告しなければならない。

(秘密の保持)

第8条 勤務評定の結果は、秘密の事項として取り扱わなければならない。

(勤務評定書の効力)

第9条 勤務評定書は、当該評定期間中の職員の勤務成績を示すものとする。
2 勤務評定書は、新たに報告書が作成されるまでの間、当該評定期間に引き続く期間におけるその職員の勤務成績を示すものとみなす。ただし、その期間は2年間を限りとする。

(勤務評定書及び報告書の保管)

第10条 勤務評定書及び報告書は、2年間保管するものとする。

(委任)

第11条 この規則に定めるもののほか、勤務評定の実施について必要な事項は、県教育長が定める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 中学校の教諭、助教諭及び講師に係る第3条第3項の規定の適用については、平成元年度にあっては、同項中「10月」とあるのは、「5月」とする。

(県立学校職員の服務に関する規則の一部改正)

第3条 県立学校職員の服務に関する規則(昭和35年香川県教育委員会規則第12号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(<u>営利企業への従事等許可申請</u>)</p> <p>第16条 職員は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第38条第1項の規</p>	<p>(<u>営利企業等の従事許可申請</u>)</p> <p>第16条 職員は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第38条第1項の規</p>

定によって許可を受けようとするときは、第12号様式による営利企業従事等許可申請書を教育長に提出しなければならない。

定によって許可を受けようとするときは、第12号様式による営利企業等従事許可申請書を教育長に提出しなければならない。

第12号様式（第16条関係）

営利企業従事等許可申請書

許可権者印	教育長	年 月 日提出		年 月 日受理
		学校名		
		殿 職氏名印		
<p>地方公務員法第38条第1項の許可を受けたいので、次のとおり申請します。</p> <p style="text-align: center;">記</p>				
事業等の概要				
事業等に従事する時間				
兼職等のためにさかれる勤務時間数				
報酬金額				
事業等と学校との関係の有無				
事業等に従事する理由				

第12号様式（第16条関係）

営利企業等従事許可申請書

許可権者印	教育長	年 月 日提出		年 月 日受理
		学校名		
		殿 職氏名印		
<p>下記のとおり営利事業（事務）に従事したいので、許可を申請します。</p> <p style="text-align: center;">記</p>				
事業等の概要				
事業等に従事する時間				
兼職等のためにさかれる勤務時間数				
報酬金額				
事業等と学校との関係の有無				
事業等に従事する理由				

附 則

- この規則は、平成28年4月1日から施行する。
- この規則の施行の前日に第1条の規定による改正前の香川県立学校職員の勤務成績の評定に関する規則又は第2条の規定による改正前の香川縣市町立学校職員の勤務成績の評定に関する規則の規定により作成された勤務評定書については、第1条の規定による改正後の香川県立学校職員の勤務成績の評定に関する規則（以下「改正後の県立学校職員規則」という。）第6条第2項又は第2条の規定による改正後の香川縣市町立学校職員の勤務成績の評定に関する規則（以下「改正後の市町立学校職員規則」という。）第6条第2項の規定による記録がされるまでの間、改正後の県立学校職員規則第8条又は改正後の市町立学校職員規則第9条に規定する人事評価の結果とみなす。